県議会議員の定数等に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の定数等に関する条例（平成14年岩手県条例第37号）の一部を次のように改正する。

改正前

（議員の定数）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第90条第１項の規定により、県議会の議員の定数は、48人とする。

（選挙区及び各選挙区の定数）

第２条　公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第１項から第４項まで及び第８項の規定に基づき、県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。

選挙区		議員数
名　称	区　域	
［略］	［略］	［略］
久慈	久慈市	２人
	九戸郡野田村	
	九戸郡洋野町	
遠野	遠野市	１人
一関	一関市	５人
	西磐井郡平泉町	
釜石		［略］
	釜石市	
	上閉伊郡大槌町	
［略］	［略］	［略］

改正後

（議員の定数）

第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第90条第１項の規定により、県議会の議員の定数は、46人とする。

（選挙区及び各選挙区の定数）

第２条　公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第１項から第４項まで及び第８項の規定に基づき、県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。

選挙区		議員数
名　称	区　域	
［略］	［略］	［略］
久慈	久慈市	２人
	九戸郡野田村	
	九戸郡洋野町	
一関	一関市	４人
	西磐井郡平泉町	
釜石・遠野	遠野市	［略］
	釜石市	
	上閉伊郡大槌町	
［略］	［略］	［略］

備考　改正部分は、下線の部分である。

附　則

１　この条例は、次の一般選挙から施行する。

２　県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、この条例の施行の際現に議員の職にある者について、その任期が終わるまでの間、なお従前の例による。

理由

令和７年国勢調査の結果に基づき、県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を改めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。